

第 102 回東京箱根間往復大学駅伝競走 競技注意事項

1. 規則について

本大会は、2025 年度日本陸上競技連盟競技規則、同駅伝競走規準、広告および展示物に関する規程ならびに当駅伝競走競技実施要項、当駅伝競走に関する内規第 5 章「競技細則」第 15 条～第 21 条に従って実施する。シューズについては、競技用靴に関する規程を適用し、厚さについては「道路競技」の厚さを適用する。

2. 競技者の変更について

- 1) メンバー変更は、往路は読売新聞社 5 階ホールにて、復路は芦ノ湖スタート地点付近にて競技開始 1 時間 10 分前（6 時 50 分）に受け付ける。
- 2) 変更は正競技者と補欠競技者との入れ替えのみとし、正競技者間での区間変更は認めない。
- 3) 正競技者と補欠競技者の交替は往路、復路を通じて 6 名以内とする。なお、1 日に変更できる競技者は 4 名までとする。

3. 競技方法について

- 1) 往路スタートの並び順は、シード校（第 101 回箱根駅伝の成績順）に続き、予選会通過校（第 102 回箱根駅伝予選会の成績順）、関東学生連合チームとし、2 列でスタートライン中央から両端に向かって並ぶ。
- 2) 各チームとも、各区間 1 名の競技者で競走し、伴走は一切認めない。
- 3) 各競技者とも出場は 1 区間に限る。
- 4) 競技者は原則として車道における第一車線の左側を走ること。
- 5) 鉄道踏切における遮断閉鎖は不可抗力であるため、その間のロストタイムは競技者の所要時間に含めない。ロストタイムの計時は競技役員が行う。
- 6) 競技中、身体の故障により競技を続けることが困難となった場合は、最寄りの競技役員に申し出て指示を受けること。なお、医師は緊急対応車①、医務車ならびに各中継所、往路芦ノ湖フィニッシュ、復路大手町フィニッシュに待機する。
- 7) 競技者は「給水要領」に定める給水を除き、競技中に他人の手助けを受けてはならない。ただし、競技役員、運営管理車に乗務する監督・コーチが状態を確認したり、安全を確保したりするために一時的に競技者の身体に触れても助力とはみなさない。
- 8) 競技者が飲食物を携帯することはできない。
- 9) 競技者が競技中に故障、疾病等によって走行困難となり歩行、立ち止まり、横臥等の行動に移った場合、本人がなお競技続行の意思を持っていても、運営管理車に乗務する競技運営委員、走路管理員、監督またはコーチの三者の合意により競技を中止させる。
- 10) 競技者が途中で競技を続行することができない状態になる、または競技中止を指示されるなどして、レースを途中棄権した場合、その区間の前区間までの記録は公式に認められる。次区間からは、最終走者と同時に再スタートすることができるが、オープン参加となり、区間成績は認められない。
- 11) 復路のスタートは、往路において 1 位チームのフィニッシュから 10 分以内にフィニッシュしたチームは時差スタートを行い、その他のチームは往路 1 位のチームがスタートした 10 分後に同時スタートを行う。

4. 中継について

- 1) 中継所におけるたすきの受け渡しは、車道以外の区域または車道左端で、前走者が完全に所定の中継線に到達してから、中継線の進行方向 20m のところに引かれた白線の間で行われなければならない。
- 2) 中継線より前後 50m は競技者、競技役員、主催者の許可した報道関係者以外の立ち入りは一切禁止する。付添人の立ち入りについては、中継所審判員主任の指示に従うこと。
- 3) 往路鶴見、戸塚中継所で先頭走者通過から 10 分を超えて遅れたチームは、車両の混雑が予想されるため、各中継所審判員主任の裁定により前の走者が到着しなくとも次の走者をスタートさせる。往路平塚、小田原中継所は 15 分とし、復路すべての中継所は 20 分とする。同時スタートが複数校ある場合の並び順は、進行方向左側から前中継所の通過順とする。

5. 服装・アスリートビブス・たすきについて
- 1) 上半身ウエア、下半身ウエア、手袋、アームウォーマー等（大学名・マークは統一とするが、袖・裾の長さは競技者によって異なっても良い）、を事前に本連盟に提出し、許可されたものを着用すること。なお、上半身のウエアのデザイン・配色が同一チームと判断できれば、下半身のウエアの形状・デザイン・配色を統一する必要はない。また、関東学生連合チームは所属校のシャツ、パンツ等の着用を認める。
 - 2) 胸と背に主催者指定のアスリートビブスを付けること。トレーニングシャツ等を着用の場合も同様とする。
 - 3) 事前に本連盟に提出した各チーム独自のたすき 2 本のうち、1 本をスタートからフィニッシュまで中継する。残りの 1 本は主催者で保管する。
 - 4) たすきには大学名、校章、大学を示すマークを記載・表示できるが、それ以外の記載は一切認めない。特に、企業のロゴ、商標の表示は厳禁とする。
 - 5) 繰り上げ出発のチームは、主催者が用意する黄色と白色のストライプのたすきを使用する。ただし、5 区・10 区は各チーム独自のたすきを使用する。なお、途中棄権したチームも、次区間からは主催者が用意する黄色と白色のストライプのたすきを使用し、10 区のみ各チーム独自のたすきを使用する。
 - 6) 競技者は、たすきを肩から斜め脇下にかけて走行しなければならない。

6. 招集について

- 1) 招集は、スタート地点および各中継所にて行う。
- 2) 招集時には、上着等は脱衣し、ユニフォームの胸と背にアスリートビブスをつけた状態で参集すること。
- 3) 招集時に、事前に本連盟に提出されたユニフォームであるかを検査する。また、1 区および 6 区は検印済みのたすきであるかも検査する。
- 4) 競技者はビデオ装置、レコーダー、ラジオ、CD、トランシーバーや携帯電話もしくは類似の機器を競技エリア内に持ち込んではならない。スマートウォッチについては電波を発信しない状態（機内モードなど）に設定している場合のみ、持ち込みを認める。
- 5) 各区間の招集開始・完了時刻は以下の通りとする。

1月2日・往路	第1区	第2区	第3区	第4区	第5区
招集開始時刻	7:35	8:35	9:45	10:35	11:45
招集完了時刻	7:50	8:50	10:00	10:50	12:00
先頭通過予定時刻	8:00	9:00	10:08	11:10	12:13
1月3日・復路	第6区	第7区	第8区	第9区	第10区
招集開始時刻	7:40	8:35	9:35	10:35	11:45
招集完了時刻	7:50	8:50	9:50	10:50	12:00
先頭通過予定時刻	8:00	8:58	10:00	11:04	12:14

7. 距離標示について

- 1) 各区間とも 1km、3km、5km、10km、15km、あと 1km に示す。
- 2) 2 区、9 区、10 区については、20km も示す。
- 3) 1 区、3 区、4 区、5 区、7 区、8 区については、あと 3km も示す。

8. 抗議について

競技中に起きた競技者の行為、または順位や記録に関する抗議は、チームの代表者により、競技中もしくは往路、復路それぞれの競技終了後に行われる監督会議で承認された当該日の公式記録が発表されてから 30 分以内になされなければならない。抗議は口頭によってでもできるが、最終的に書面をもって審判長あるいは総務に提起するものとする。

9. ドーピング検査について
 - 1) ドーピング検査を指名された競技者は、担当競技役員の指示に従ってドーピングコントロールステーションにおいて検査を受けること。
 - 2) ドーピング違反があった場合は、各区間記録を含む当該競技者所属大学の全記録を記録なしとする。
10. 応援活動について
 - 1) 応援実施要項、応援団による応援実施要領を遵守して応援活動を行うこと。万一、これに違反した場合、当該大学に相応の罰則が与えられることがある。
 - 2) 自動車、自動二輪車、自転車等の車両による応援は一切禁止する。また、スタート地点、フィニッシュ地点、中継所の前後 100m 以内、橋上および交差点では出場校を示す物や、その他掲示物は掲出できない（校旗、部旗、大学名あるいは校章などを表示する横幕、小旗、のぼり等）。
11. その他
 - 1) 大会本部は、読売新聞社 5 階本部記録センター（東京総本部）および箱根ホテルホワイエ（箱根本部）に設置する。
 - 2) 競技結果の公式記録は本連盟ウェブサイトおよび箱根駅伝公式ウェブサイトに掲載する。
 - 3) 競技中の不慮の事故等については、主催者で応急処置は行うが、その後の処置は各自（各校）で行うものとする。また、事故に起因する事後の結果等については、主催者は一切責任を負わない。ただし、2025 年度公益社団法人日本学生陸上競技連合普通会員は、原則としてスポーツ安全保険に加入しているので、この保険が適用される場合がある。
 - 4) 荒天や道路状況等により、本大会を中止または中断と判断する場合は、本連盟会長・副会長・専務理事・審判長・駅伝対策委員長・幹事長で協議し会長が決定する。決定後は、幹事長が関係各所に連絡し、本連盟ウェブサイトおよび箱根駅伝公式ウェブサイトにその旨を掲載する。

一般社団法人関東学生陸上競技連盟